

PRESS RELEASE

日本取引所グループ プレスリリース



株式会社日本取引所グループ
〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2番1号
Tel : 03-3666-1361 (代表)

JAPAN EXCHANGE GROUP, INC.
2-1, Nihombashi-Kabuto-cho, Chuo-ku,
Tokyo 103-8224, Japan
Tel : +81-3-3666-1361

URL: <http://www.jpx.co.jp/>

2015年6月24日

各 位

株式会社大阪取引所

次期デリバティブ売買システム稼働時における 新商品の導入及び取引制度の変更について

当社は、2016年央に予定している次期デリバティブ売買システム（次期 J-GATE）稼働時に、新商品の導入及び取引制度を変更することとしますのでお知らせします。

当社は、日本取引所グループが目指す「アジアで最も選ばれる取引所」に向けた4つの重点戦略の1つである「デリバティブ市場の拡大」をインフラ面から支える重要な施策として、次期 J-GATE の開発を進めています。次期 J-GATE におけるシステム処理能力の向上及び新たにサポートされる新機能を活用し、市場利用者の利便性の一層の向上につなげるとともに、市場の流動性の向上を目的として新商品・新制度・新機能の導入及び制度変更等を実施します。

主要な新商品及び制度変更等は次のとおりです。

- (1) 東証マザーズ指数先物取引及び J P X 日経インデックス 400 オプション取引の開始
- (2) ナイト・セッションを翌5時30分まで延長（現在は翌3時）
- (3) 指数先物取引の日中立会の開始時刻を8時45分に前倒し（現在は9時）
- (4) 一部商品に注文の訂正・取消しを認めない時間帯（ノンキャンセル・ピリオド）を導入
- (5) 海外主要取引所で標準的な、取引所によるリスク管理ツール提供

なお、本件につきましては、本日から日本取引所グループのウェブサイトにて、パブリック・コメントを実施しております。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社日本取引所グループ
広報・IR部（大阪）
06-4706-0802

東証マザーズ指数先物取引制度要綱

2015年6月24日
株式会社大阪取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I. 趣旨</p> <p>II. 取引の仕組みについて</p> <p>1. 取引対象</p> <p>2. 立会方法</p> <p>(1) 立会の区分及び取引時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内新興株式市場に対する新たな投資手段及びヘッジ手段を提供する観点から、同市場の代表的な指数の一つである東証マザーズ株価指数（以下「東証マザーズ指数」といいます。）を対象とした指数先物取引（以下「東証マザーズ指数先物取引」といいます。）を導入することとします。 ・ 取引対象は、東証マザーズ指数とします。 ・ 立会は、日中立会及びナイト・セッションに分かれ、各立会の取引時間は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日中立会 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午前8時45分 ➤ レギュラー・セッション：午前8時45分から午後3時10分 ➤ クロージング・オークション：午後3時15分 ② ナイト・セッション <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午後4時30分 ➤ レギュラー・セッション：午後4時30分から翌日の午前5時25分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の株価指数先物取引と同様（以下、特に本要綱に記載していない事項は、次期 J-GATE 稼働後の他の株価指数先物取引と同様とします。）。 ・ 次期 J-GATE 稼働時から導入予定であるノンキャンセル・ピリオドの適用対象外とします。

項 目	内 容	備 考
(2) 立会方法 3. 限月取引及びその数 4. 取引単位及び呼値等 (1) 取引単位 (2) 呼値 (3) 呼値の単位 (4) 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> ▶ クロージング・オークション：翌日の午前5時30分 ・ 売買システムによる個別競争取引とします。 ・ 東証マザーズ指数先物取引は、3月、6月、9月、12月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。）の前日（休業日にあたるときは、順次繰り上げます。）を取引最終日とした5限月取引制とします。 ・ 直近の限月取引の取引最終日の翌営業日の日中立会から新たな限月取引を開始します。 ・ 東証マザーズ指数の数値に1,000円を乗じて得た額を1単位とします。 ・ 呼値は、成行及び指値とし、当社が定める有効期間条件・執行数量条件を付して行うものとします。 ・ 呼値の単位は、0.5ポイントとします。 ・ 呼値の制限値幅を超える値段に呼値を行うことはできないものとします。 ・ 呼値の制限値幅は、基準値段（原則、前取引日の清算数値）を中心に制限値幅算定基準値に8%を乗じて得た数値（0.5ポイント単位で端数切捨て。以下当該数値を「制限値幅」といいます。）の範囲内とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムは、次期 J-GATE を利用します。 ・ 取引期間は1年3ヶ月。 ・ 有効期間条件・執行数量条件については、他の株価指数先物取引と同様とします。 ・ 1ティックの金額は500円。 ・ 原則、他の国内株価指数先物取引と同様。

項 目	内 容	備 考
<p>5. 取引の停止及び一時中断</p> <p>(1) 取引の停止</p> <p>(2) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)</p> <p>(3) 即時約定可能値幅 (Dynamic Circuit Breaker)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大における、第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、制限値幅算定基準値にそれぞれ12%、16%を乗じて得た数値(それぞれ0.5ポイント単位で端数切捨て。)とします。 ・ 当社は、次に掲げる場合には、取引を停止することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 当社が取引の状況に異常があると認める場合 b 当社取引管理上、取引を継続して行わせることが適当でないと認めた場合 c 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 ・ 中心限月取引において制限値幅の上限(下限)値段に買(売)呼値が提示され(約定を含む。)、その後、1分間に当該値段から制限値幅の10%の範囲外の値段で取引が成立しない場合には、原則として、全限月取引の取引を10分以上中断(サーキット・ブレーカー)します。 ・ サーキット・ブレーカーを発動する場合には、全限月取引に係る呼値の制限値幅の上限(下限)を拡大します。 ・ 各限月取引に係る立会において、即時約定可能値幅(以下「DCB」といいます。)を以下のとおり適用します。 <ul style="list-style-type: none"> a DCBの基準となる値段から当社が定める値幅(以下「DCB値幅」といいます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ DCBの基準となる値段は、直近の最良売呼値と最良買呼値の仲値(直近

項 目	内 容	備 考
6. 取引規制の方法	<p>を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該 DCB 値幅の範囲内におけるすべて注文の取引を成立させた後、一定時間、取引を一時中断します。</p> <p>b 前 a による取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から DCB 値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該 DCB 値幅の値段に DCB の基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引を一時中断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。 	<p>の約定数値を含む。)を採用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DCB 値幅は、DCB の基準となる値段の 0.8%とし、取引の一時中断時間は、原則として、30 秒間とします。 ・ 他の株価指数先物取引と同様。
7. ストラテジー取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、東証マザーズ指数先物取引についてストラテジー取引を行うことができるものとします。 ・ ストラテジー取引に係る呼値の単位は、0.1 ポイントとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カレンダーズプレッド取引のみ可能とします。 ・ その他取引の仕組みについては、他の株価指数先物取引と同様とします。
8. J-NE T取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、東証マザーズ指数先物取引について J-NE T取引を行うことができるものとします。 ・ J-NE T取引に係る呼値の単位は、0.0001 ポイントとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他取引の仕組みについては、他の株価指数先物取引と同様とします。

項 目	内 容	備 考
9. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> 当社は東証マザーズ指数先物取引についてギブアップを可能とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
10. 取引参加者	<ul style="list-style-type: none"> 先物取引等取引資格を有する取引参加者は、当社市場において東証マザーズ指数先物取引を直接取引することができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
Ⅲ. 清算・決済の仕組みについて		
1. 清算機関	<ul style="list-style-type: none"> 東証マザーズ指数先物取引の清算は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
2. 清算・決済		
(1) 転売・買戻しの申告	<ul style="list-style-type: none"> 各限月取引について、転売又は買戻しに係る取引が成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、清算参加者はクリアリング機構の定める時限までにクリアリング機構に申告し、非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算参加者に申告するものとします。ただし、非清算参加者は、クリアリング機構が定めるところにより、直接クリアリング機構に申告することができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
(2) 清算数値	<ul style="list-style-type: none"> クリアリング機構が定める数値とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
(3) 値洗い	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる差額の授受を、清算参加者はクリアリング機構との間で行い、非清算参加者は指定清算参加者との間で行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。

項 目	内 容	備 考
(4) 証拠金	<p>a 当該取引日の新規取引分については、各約定数値と当日の清算数値の差額</p> <p>b 前aを除く未決済約定分については、前日の清算数値と当日の清算数値との差額</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、クリアリング機構が定める取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、清算参加者はクリアリング機構に差入れ又は預託し、非清算参加者は指定清算参加者に差入れ又は預託するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
(5) 最終決済	<ul style="list-style-type: none"> 各限月取引について、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終清算数値を定める日の翌営業日に最終清算数値による決済を行います。 	
(6) 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> 最終清算数値は、当該限月取引の取引最終日の翌営業日に定めるものとし、東証マザーズ指数構成銘柄の同日における立会の始めの約定値段に基づき算出するものとします。 	
IV. その他		
1. 取引手数料	<ul style="list-style-type: none"> 今後決定します。 	
2. マーケットメイカー制度	<ul style="list-style-type: none"> 流動性を補完するため、マーケットメイカー制度の対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な制度内容については、今後公表します。

項 目	内 容	備 考
3. 情報開示 (1) 相場情報 (2) 取引参加者別取引内容 (3) 投資部門別取引内容 V. 取引開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証マザーズ指数先物取引に係る四本値、取引高及び建玉残高等の相場情報を、他の株価指数先物取引と区分して公表します。 ・ 取引参加者別取引高及び取引参加者別建玉残高の開示は、当分の間行いません。 ・ 他の株価指数先物取引と区分して、投資部門別に売・買別の取引高及び取引契約金額を開示するものとします。 ・ 次期 J-GATE の稼働日（2016 年央予定）とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ 具体的な開示の頻度・方法は、他の株価指数先物取引と同様。

以 上

JPX 日経インデックス 400 オプション取引制度要綱

2015 年 6 月 24 日

株式会社大阪取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I. 趣旨</p> <p>II. 取引の仕組みについて</p> <p>1. 取引対象</p> <p>2. 立会方法</p> <p>(1) 立会の区分及び取引時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014 年 11 月に導入した JPX 日経インデックス 400 先物取引（JPX 日経インデックス 400（以下「JPX 日経 400」といいます。）を対象とした先物取引をいいます。以下同じ。）の取引状況及び市場参加者のニーズを踏まえ、JPX 日経 400 に係る指数オプション取引（以下「JPX 日経 400 オプション取引」といいます。）を導入することとします。 ・ 取引対象は、JPX 日経 400 に係る指数プットオプション及び指数コールオプションとします。 ・ 立会は、日中立会及びナイト・セッションに分かれ、各立会の取引時間は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日中立会 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午前 9 時 ➤ レギュラー・セッション：午前 9 時から午後 3 時 10 分 ➤ クロージング・オークション：午後 3 時 15 分 ② ナイト・セッション 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指数オプション取引と同様（以下、特に本要綱に記載していない事項は、次期 J-GATE 稼働後の他の指数オプション取引と同様とします。）。 ・ 次期 J-GATE 稼働時から導入予定であるノンキャンセル・ピリオドの適

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 立会方法</p> <p>3. 限月取引及びその数</p> <p>4. 権利行使価格及びその数</p> <p>(1) 新規設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午後4時30分 ➤ レギュラー・セッション：午後4時30分から翌日の午前5時25分 ➤ クロージング・オークション：翌日の午前5時30分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムによる個別競争取引とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ JPX 日経 400 オプション取引は、各限月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。）の前日（休業日にあたるときは、順次繰り上げます。）を取引最終日とした19限月取引制とします。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 6月、12月の限月取引：直近の10限月取引 ➤ 3月、9月の限月取引：直近の3限月取引 ➤ 上記以外の限月取引：直近の6限月取引 ・ 直近の限月取引の取引最終日の翌営業日の日中立会から新たな限月取引を開始します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに取引を開始する限月取引において設定（新規設定）する権利行使価格は、前営業日における最終のJPX日経400の数値に最も近接する500ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値。以下同じ。）及び当該数値に近接する上下各8種類の500ポイントの整数倍の数値とします。 	<p>用対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムは、次期 J-GATE を利用します。 ・ 取引期間は、最長5年。

項 目	内 容	備 考
(2) 追加設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各限月取引の取引開始日以降に追加設定する権利行使価格は、次のとおりとします。 ① 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引 <ul style="list-style-type: none"> 前営業日における最終のJPX日経400の数値に最も近接する500ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）既存の権利行使価格が7種類以下となった場合、当該限月取引について、当該500ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）権利行使価格が8種類となるまで、既存の権利行使価格から500ポイント刻みで設定します。 ② 前a以外の限月取引（直近の3限月取引） <ul style="list-style-type: none"> 前営業日における最終のJPX日経400の数値に最も近接する250ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）既存の権利行使価格（当該250ポイントの整数倍の数値から250ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が7種類以下となった場合、当該250ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）権利行使価格が当該250ポイントの整数倍の数値から250ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から250ポイント刻みで設定します。 	
5. 取引換算額及び呼値等 (1) 取引換算額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000円とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JPX日経400先物取引の取引単位は、JPX日経400の数値に100円を

項 目	内 容	備 考						
(2) 呼値	<ul style="list-style-type: none"> 呼値は、成行及び指値とし、当社が定める有効期間条件・執行数量条件を付して行うものとします。 	<p>乗じた額。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効期間条件・執行数量条件については、他の指数オプション取引と同様とします。 						
(3) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> 呼値の単位は、呼値の水準に応じて、次のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="645 596 1482 756"> <thead> <tr> <th data-bbox="645 596 1106 649">呼値の水準</th> <th data-bbox="1106 596 1482 649">呼値の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 649 1106 702">50 ポイント以下</td> <td data-bbox="1106 649 1482 702">1 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 702 1106 756">50 ポイント超</td> <td data-bbox="1106 702 1482 756">5 ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	呼値の水準	呼値の単位	50 ポイント以下	1 ポイント	50 ポイント超	5 ポイント	
呼値の水準	呼値の単位							
50 ポイント以下	1 ポイント							
50 ポイント超	5 ポイント							
(4) 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> 呼値の制限値幅を超える値段に呼値を行うことはできないものとします。 呼値の制限値幅は、基準値段（原則、前取引日の清算価格）を中心に当該基準値段に応じて設定する数値（以下当該数値を「制限値幅」といいます。）の範囲内とします。 制限値幅は、JPX 日経 400 先物取引の制限値幅算定基準値に下表の比率 (①) を乗じて得た数値（5 ポイント単位で端数切捨て。以下同じ。）とします。 JPX 日経 400 先物取引におけるサーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大における、第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、JPX 日経 400 先物取引の制限値幅算定基準値にそれぞれ下表の比率 (②、③) を乗じて得た数値とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、他の指数オプション取引と同様。 JPX 日経 400 先物取引の制限値幅算定基準値は、3 月、6 月、9 月及び 12 月の第一営業日に終了する取引日の 25 日前の応当日から 20 日間における JPX 日経 400 先物取引の中心限月取引に係る毎取引日の呼値の 						

項 目	内 容				備 考
<p>6. 取引の停止及び一時中断</p> <p>(1) 取引の停止</p> <p>(2) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)</p>	基準値段	制限値幅 (①)	第一次拡大 制限値幅 (②)	第二次拡大 制限値幅 (③)	<p>制限値幅の基準値段の平均値。</p> <p>・ 他の指数オプション取引と同様。</p> <p>・ 他の指数オプション取引と同様。</p>
	50 ポイント未満	100 分の 4	100 分の 7	100 分の 10	
	50 ポイント以上 200 ポイント未満	100 分の 6	100 分の 9	100 分の 12	
	200 ポイント以上 500 ポイント未満	100 分の 8	100 分の 11	100 分の 14	
	500 ポイント以上	100 分の 11	100 分の 14	100 分の 17	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、次に掲げる場合には、取引を停止することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 当社が取引の状況に異常があると認める場合 b 当社取引管理上、取引を継続して行わせることが適当でないと認めた場合 c 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ JPX 日経 400 先物取引においてサーキット・ブレーカーが発動し取引を一時中断している間、JPX 日経 400 オプション取引の全銘柄の取引を一時中断します。 ・ 取引を一時中断する場合には、JPX 日経 400 オプション取引の全銘柄に係る呼値の制限値幅の上限及び下限を拡大します。 				

項 目	内 容	備 考
(3) 即時約定可能値幅 (Dynamic Circuit Breaker)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各銘柄の立会において、即時約定可能値幅（以下「DCB」といいます。）を以下のとおり適用します。 <ul style="list-style-type: none"> a DCBの基準となる値段から当社が定める値幅（以下「DCB値幅」といいます。）を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該DCB値幅の範囲内におけるすべて注文の取引を成立させた後、一定時間、取引を一時中断します。 b 前aによる取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段からDCB値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該DCB値幅の値段にDCBの基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引を一時中断します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指数オプション取引と同様。 ・ DCBの基準となる値段は、直近の最良売呼値と最良買呼値の仲値（直近の約定値段を含む。）を採用します。 ・ DCB値幅は、DCBの基準となる値段から上下10ティックとし、取引の一時中断時間は、原則として、15秒間とします。
7. 取引規制の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指数オプション取引と同様。
8. ストラテジー取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、JPX日経400オプション取引についてストラテジー取引を行うことができるものとします。 ・ ストラテジー取引に係る呼値の単位は、1ポイントとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インプライド機能は無効とします。 ・ その他取引の仕組みについては、他の指数オプション取引と同様とします。
9. J-NE T取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、JPX日経400オプション取引につい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他取引の仕組みについては、他

項 目	内 容	備 考
10. ギブアップ	<p>てJ-NE T取引を行うことができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J-NE T取引に係る呼値の単位は、0.0001 ポイントとします。 ・ 当社はJPX 日経 400 オプション取引についてギブアップを可能とします。 	<p>の指数オプション取引と同様とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指数オプション取引と同様。
11. 取引参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先物取引等取引資格を有する取引参加者は、当社市場においてJPX 日経 400 オプション取引を直接取引することができることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指数オプション取引と同様。
Ⅲ. 清算・決済の仕組みについて		
1. 清算機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ JPX 日経 400 オプション取引の清算は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指数オプション取引と同様。
2. 清算・決済 (1) 転売・買戻しの申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各銘柄について、転売又は買戻しに係る取引が成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、清算参加者はクリアリング機構の定める時限までにクリアリング機構に申告し、非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算参加者に申告するものとします。ただし、非清算参加者は、クリアリング機構が定めるところにより、直接クリアリング機構に申告することができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指数オプション取引と同様。
(2) 清算価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリアリング機構が定める数値とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指数オプション取引と同様。

項 目	内 容	備 考
(3) 取引代金の授受	<ul style="list-style-type: none"> • JPX 日経 400 オプション取引が成立したときは、その取引代金を、清算参加者はクリアリング機構との間で、非清算参加者は指定清算参加者との間で授受するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 他の指数オプション取引と同様。
(4) 証拠金	<ul style="list-style-type: none"> • 顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、クリアリング機構が定める取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、清算参加者はクリアリング機構に差入れ又は預託し、非清算参加者は指定清算参加者に差入れ又は預託するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 他の指数オプション取引と同様。
(5) 権利行使	<ul style="list-style-type: none"> ①権利行使の申告と割当て <ul style="list-style-type: none"> • JPX 日経 400 オプション取引の買建玉についての権利行使は、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して、清算参加者は権利行使日のクリアリング機構が定める時限までにクリアリング機構に申告し、非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算参加者に申告するものとします。ただし、非清算参加者は、クリアリング機構が定めるところにより、直接クリアリング機構に申告することができるものとします。 • 清算参加者から権利行使の申告が行われた場合、クリアリング機構は、銘柄ごとの権利行使に係る数量について、クリアリング機構が定めるところにより割当てを行います。 ②権利行使日 <ul style="list-style-type: none"> • 権利行使日は、各銘柄の取引最終日の翌営業日とします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 権利行使価格とオプション清算数値との比較で、本質的価値を有する銘柄については、権利行使の申告が行われなかった場合でも、権利行使の申告が行われたものとみなします。ただし、権利行使を行わない旨の申告があった場合には、この限りではありません。 • その他権利行使に関する事項は、他の指数オプション取引と同様。

項 目	内 容	備 考
③権利行使に係る決済	<ul style="list-style-type: none"> 権利行使が行われたときは、権利行使日の翌営業日にオプション清算数値による決済を行うものとします。 	
(6) オプション清算数値	<ul style="list-style-type: none"> オプション清算数値は、権利行使日の日中立会の終了後に定めるものとし、JPX 日経 400 構成銘柄の同日における立会の始めの約定値段に基づき算出するものとします。 	
IV. その他		
1. 取引手数料	<ul style="list-style-type: none"> 今後決定します。 	
2. マーケットメイカー制度	<ul style="list-style-type: none"> 流動性を補完するため、マーケットメイカー制度の対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な制度内容については、今後公表します。
3. 情報開示		
(1) 相場情報	<ul style="list-style-type: none"> JPX 日経 400 オプション取引に係る四本値、取引高及び建玉残高等の相場情報を、他の指数オプション取引と区分して公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の指数オプション取引と同様。
(2) 取引参加者別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者別取引高及び取引参加者別建玉残高の開示は、当分の間行いません。 	
(3) 投資部門別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> 他の指数オプション取引と区分して、投資部門別に売・買別の取引高及び取引契約金額を開示するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な開示の頻度・方法は、他の指数オプション取引と同様。

項 目	内 容	備 考
V. 取引開始日	<ul style="list-style-type: none"> 次期 J-GATE の稼働日（2016 年央予定）とします。 	

以 上

(注)「JPX 日経インデックス 400」(以下「JPX 日経 400」という。)は、株式会社日本取引所グループ(以下「JPX」という。)、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)及び株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という。)によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、JPX、東証及び日本経済新聞社は、JPX 日経 400 自体及び JPX 日経 400 を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。JPX 日経 400 を対象とする株価指数先物取引に関するすべての事業、取引規制及び実施については、専ら株式会社大阪取引所及びその取引参加者等の責任であり、それらについて JPX、東証及び日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負いません。JPX、東証及び日本経済新聞社は、JPX 日経 400 を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。JPX、東証及び日本経済新聞社は、JPX 日経 400 の構成銘柄、計算方法、その他 JPX 日経 400 の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

次期 J-GATE 稼働時における取引制度の見直しについて

2015 年 6 月 24 日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、日本取引所グループの中期経営計画の重点戦略の一つとして掲げている「デリバティブ市場の拡大」をインフラ面から支える重要な取組みとして、2016 年央稼働目途に次期デリバティブ売買システム（次期 J-GATE）の開発作業を進めています。

次期 J-GATE は、現行 J-GATE と比較してシステム処理能力・信頼性を更に向上させるとともに、新たな技術を最大限活用し、現行 J-GATE で対応していない商品を広く取り扱うことができるようにするほか、リスク管理機能など機能面の強化も図る予定です。

こうした次期 J-GATE の処理能力・機能を活用し、当社は、投資家や取引参加者をはじめとした市場利用者にとって信頼性・利便性をより向上し、流動性の向上を図る観点から、次期 J-GATE の稼働時から以下のとおり取引制度を見直すこととします。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
1. 取引時間の拡大 (1) 指数先物取引に係る日中立会のレギュラー・セッション開始時刻の変更	<ul style="list-style-type: none">日経平均V I 先物取引（日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする先物取引をいいます。以下同じ。）を除く指数先物取引に係る日中立会のレギュラー・セッションの開始時刻を午前8時45分に変更します。これに伴い、日経平均V I 先物取引を除く指数先物取引に係る日中立会のオープニング・オークションは、午前8時45分に行うこととします。	<ul style="list-style-type: none">現行は、オープニング・オークションを午前9時に行い、レギュラー・セッションを午前9時から開始。オープニング・オークションに係る呼値は、現行と同じく午前8時から行うことができます。

項 目	内 容	備 考
(2) 夜間立会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間立会の対象に、日経平均V I 先物取引を追加します。 ・ 夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻を午前5時 25 分に変更し、夜間立会のクロージング・オークションを午前5時 30 分に行うこととします。 ・ ただし、日経平均V I 先物取引に係る夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻は午後6時 55 分とし、夜間立会のクロージング・オークションを午後7時に行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J-NE T取引についても、同様の見直しを行います。 ・ 現行の夜間立会のクロージング・オークションは午前3時。
<p>2. 立会方法の見直し</p> <p>(1) ノンキャンセル・ピリオドの導入</p> <p>(2) 板寄せ方式による約定値段決定方法の一部変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープニング・オークション及び夜間立会におけるクロージング・オークションの直前1分間において、当社が指定する商品に係る注文の訂正・取消しを行うことができない時間帯（以下「ノンキャンセル・ピリオド」といいます。）を設けることとします。 ・ ただし、ノンキャンセル・ピリオド中であっても、当社が定める基準に該当する場合、取引参加者は過誤のある注文を取り消すことができるものとします。 ・ 板寄せ方式により約定を行う場合において、買付け（売付け）に係る成行呼値数量が売（買）呼値の総数量を超えるときは、最も高い売指値の1ティック上（最 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期 J-GATE にて注文の訂正・取消しをブロックします。 ・ 当分の間、当社が指定する商品は、日経平均株価を対象とする先物取引（Mini 取引を含みます。）及び TOPIX を対象とする先物取引（Mini 取引を除きます。）とします。 ・ ノンキャンセル・ピリオド中の過誤のある注文の取消し方法は、別途通知する予定。 ・ 左記の条件に該当する値段が呼値の制限値幅を超える場合でも、当該

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 最良指値条件の仕様変更</p> <p>(4) 即時約定可能値幅の基準値段の見直し</p> <p>(5) 指数オプション取引に係る呼値の制限値幅の見直し</p> <p>3. オプション取引に係る銘柄設定方法の見直し</p>	<p>も低い買指値の1ティック下)の値段で取引を成立させることとします。ただし、当該値段がゼロとなる場合は、ゼロの1ティック上で取引を成立させます。</p>	<p>値段で取引を成立させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • その他、一部見直しを行います。現行との比較については、別紙1を御参照ください。
	<ul style="list-style-type: none"> • 最良指値条件付き注文（価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値又は買呼値と対当する指値注文）の失効条件を変更します。具体的には、最良売（買）指値条件付き注文を次期 J-GATE が受け付けた際に買（売）指値がない場合は、当該最良売（買）指値を失効させることとします。 • 本見直しに伴い、名称を対当値段条件に変更します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行との比較については、別紙2を御参照ください。
	<ul style="list-style-type: none"> • すべての商品について、即時約定可能値幅の基準値段を直近の最良売呼値及び最良買呼値の仲値（直近の約定値段を含みます。）に一本化します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行は、即時約定可能値幅の基準値段について直近の約定値段を採用している商品もあります。
	<ul style="list-style-type: none"> • 指数オプション取引に係る呼値の制限値幅について、対象指数ごとに、各銘柄の基準値段に応じて設定することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行は、対象指数ごとにすべての銘柄について同じ値幅としています。 • 見直し後の制限値幅については、別紙3を御参照ください。

項 目	内 容	備 考
(1) TOPIX オプション取引に係る限月取引の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ TOPIX オプション取引（TOPIX を対象とした指数オプション取引）に係る限月取引を次のとおり拡充し、最長5年の19限月取引制とします。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 6月、12月の限月取引：直近の10限月取引 ➤ 3月、9月の限月取引：直近の3限月取引 ➤ 上記以外の限月取引：直近の6限月取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は、最長15か月の8限月取引制。 ・ 日経平均オプション取引に係る限月取引の設定方法と同様。
(2) 有価証券オプション取引に係る権利行使価格の刻み幅の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券オプション取引に係る権利行使価格の刻み幅について、1万円以上3万円未満の価格帯は500円に変更することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は、1万円以上3万円未満の権利行使価格の刻み幅は1,000円。
(3) 申請に基づく権利行使価格の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、有価証券オプション取引を除くオプション取引において、前営業日の原資産価格の終値に基づき設定する権利行使価格のほかに、取引参加者からの申請に基づき権利行使価格を設定できるものとします。 ・ 取引参加者が申請できる権利行使価格は、現行の権利行使価格の刻み幅によらなければならないなど当社が別に定める基準に適合している必要があります。 ・ 当該申請に基づく権利行使価格は、原則として、翌営業日に設定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請方法は、別途定めます。 ・ 申請に基づき権利行使価格を設定できる限月取引は、申請日の翌営業日において行われるものに限りません。
(4) オプション取引に係る権利行使価格の追加設定期間の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券先物オプション取引及び日経平均オプション取引と同様、有価証券オプション及びTOPIXオプション取引についても、当該限月取引の取引最終日まで、前営業日の原資産価格の終値に応じた権利行使価格の追加設定を行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、取引最終日に属する週における有価証券オプション及びTOPIXオプション取引に係る権利行使価格の追加設定は原則として行っていません。

項 目	内 容	備 考						
4. 誤注文に係る管理体制の強化 (1) 当社が提供するハードリミット機能の使用義務 (2) 自動発注システムの誤動作に係る管理体制の構築義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、各取引参加者があらかじめ設定した数量又は金額を超える注文について、当社システムが受け付けないこととする機能（いわゆるハードリミット機能）を提供します。 ・ 取引参加者における当該機能の使用を義務付けます。 ・ 取引参加者において、自動発注システムの誤動作による過大な発注及びポジションの発生に係る管理を実施することを、義務付けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J-NE T取引については対象外となります。 ・ 自動発注システムの定義並びに具体的な管理の方法及び観点等については、今後、ガイドラインを提示する予定です。 						
5. J-NE T取引制度の見直し (1) 呼値の単位の変更 (2) 呼値の値幅の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券オプション取引を除く全商品について、J-NE T取引に係る呼値の単位を0.0001円又は0.0001ポイントの整数倍の値段に変更します。 ・ 取引代金又は取引契約金額において円位未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとします。 ・ オプション取引に係るJ-NE T取引の呼値の値幅を次のとおり変更します。 <table border="1" data-bbox="595 1158 1570 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 1158 786 1211"></th> <th data-bbox="786 1158 1234 1211">見直し後</th> <th data-bbox="1234 1158 1570 1211">現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 1211 786 1361">有価証券オプション取引</td> <td data-bbox="786 1211 1234 1361">当日の立会に係る制限値幅の基準値段±（当日の原資産変動幅+前営業日の原資産終値×8%）</td> <td data-bbox="1234 1211 1570 1361">理論価格±前営業日の原資産終値×8%</td> </tr> </tbody> </table>		見直し後	現 行	有価証券オプション取引	当日の立会に係る制限値幅の基準値段±（当日の原資産変動幅+前営業日の原資産終値×8%）	理論価格±前営業日の原資産終値×8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は、呼値の単位が最小の商品でも、0.005円又は0.01ポイントの整数倍の値段。 ・ 国債証券先物オプション取引については、現行と同様。
	見直し後	現 行						
有価証券オプション取引	当日の立会に係る制限値幅の基準値段±（当日の原資産変動幅+前営業日の原資産終値×8%）	理論価格±前営業日の原資産終値×8%						

項 目	内 容		備 考
	指数オプション取引	上記と同様（ただし、制限値幅の基準値段は取引日単位で洗い替え、原資産価格に代えて先物価格から理論ベースを減じた価格を用い、週次設定限月取引及び直近3限月取引（通常限月取引に限ります。）を除く限月取引については、原資産価格に乘じる率を11%とします。）	上記と同様（ただし、原資産終値は取引日単位で洗い替え。）
<p>(3) コンボ取引の構成銘柄数の変更</p> <p>6. その他</p> <p>(1) インプライド機能の取扱いの変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンボ取引（複数の銘柄の取引を同時に取引成立させることができるJ-NEET取引をいいます。）の最大構成銘柄数を6銘柄へと変更します。 インプライド機能（所定のストラテジー取引に係る呼値から当該ストラテジー取引の対象となる銘柄の呼値を発生させる機能）の対象に、TOPIX オプション取引を追加します。 インプライド機能により発生した呼値について、競争売買における呼値の同一値段の順位を次のとおり見直します。 		<ul style="list-style-type: none"> 現行のコンボ取引の最大構成銘柄数は10。 現行は、国債証券先物オプション取引がインプライド機能の対象。 現行との比較については、別紙4を御参照ください。
見直し後		現 行	
インプライド機能により発生した呼値が行われたとき（当該発生以降に値段が変更された時は、そのとき）		当該ストラテジー取引に係る呼値が行われたとき	

項 目	内 容	備 考
(2) ストラテジー取引に係る有効期間条件付注文の対象追加	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者がストラテジー取引（先物取引に係るカレンダーспレッドに限りません。）に係る呼値を行う場合において、指定期間条件を付することができるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物取引に係るストラテジー取引については、現行でも指定期間条件を付することができます。
(3) 日経平均V I 先物取引における最終清算数値の算出方法の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> 日経平均V I 先物取引における最終清算数値について、日中立会開始以降の10分以内における各銘柄の始値を用いて算出した特別な数値へと変更します。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行は、日中立会開始以降の10分間に、本所が日経平均V I の算出方法に基づき15秒間隔で算出した指数の平均値。
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、所要の改正を実施します。 	

Ⅲ. 実施時期（予定）

次期J-GATEの稼働日（2016年央予定）から実施します。

以 上

板寄せにおける約定値段決定方法の見直しについて(1)

条件	現行	変更後
1	売り又は買いのいずれか一方に指値がある値段のうち、売呼値と買呼値が対する値段	売り又は買いのいずれか一方に指値がある値段の最も高い値段に1ティック加えた値段から最も安い値段に1ティック減じた値段の範囲(注1)のうち、売呼値と買呼値が対する値段
2	条件 1 の値段が複数ある場合は、執行数量が最大となる値段	同左
3	条件 2 の値段が複数ある場合は、売注文の累計数量と買注文の累計数量の差(以下「不均衡数量」といいます。)が最小となる値段	同左
4	条件 3 の値段が複数ある場合は、次のいずれかの値段 1. すべての不均衡数量が売越しとなるときは、このうち最も安い値段 2. すべての不均衡数量が買越しとなるときは、このうち最も高い値段 3. 1.及び2.以外のときは、条件 5 の値段	同左
5	次のいずれかの値段 1. 不均衡数量(当該値段に売越しとなる値段及び買越しとなる値段がある場合は、不均衡数量が売越しとなる値段のうち最も安い値段と不均衡数量が買越しとなる値段のうち最も高い値段に限ります。以下、同じ。)が最小となる値段のうち最も高い値段が板中心値段(注2)より低い場合は、当該最も高い値段 2. 不均衡数量が最小となる値段のうち最も安い値段と最も高い値段の間に板中心値段がある場合は、板中心値段※ 3. 不均衡数量が最小となる値段のうち最も安い値段が板中心値段よりも高い場合は、当該最も安い値段	同左

(注1) 1ティック加減した値段が呼値の制限値幅を超える場合があります。

(注2) 板中心値段は、当取引日の直前の約定値段(ない場合は当取引日の呼値の制限値幅の基準値段)。

板寄せにおける約定値段決定方法の見直しについて(2)

条件1の変更に伴う事例(呼値の制限値幅の下限から1ティック下の値段で約定成立)

板寄せ前	売累計(A)	売数量	値段	買数量	買累計(B)	執行数量	不均衡
	30	30	成行				
	:		:				
	30		20,030		0	0	30
	30		20,020		0	0	30
	30		20,010	10	10	10	20
	30		20,000	10	20	20	10
	30		19,990		20	20	10
※呼値の制限値幅の下限値段は20,000円とします。							
板寄せ後	現行			変更後			
	売数量	値段	買数量	売数量	値段	買数量	
		成行			成行		
		:			:		
		20,030			20,030		
		20,020			20,020		
		20,010			20,010		
	20,000			20,000			
				19,990			
結 果	指値がある値段のうち、執行数量が最大となる20,000円で約定が成立します。			条件1の変更により20,020円及び19,990円が新たに候補に加わります。条件4の1.により19,990円で約定が成立します。			

条件1の変更に伴う事例(呼値の制限値幅の上限から1ティック上の値段で約定成立)

板寄せ前	売累計(A)	売数量	値段	買数量	買累計(B)	執行数量	不均衡
			成行	30	30		
	20		20,010		30	20	10
	20	10	20,000	1	31	20	11
	10	10	19,990		31	10	21
	0		19,980		31	0	31
	0		19,970		31	0	31
		:		:	:	:	
※呼値の制限値幅の上限値段は20,000円とします。							
板寄せ後	現行			変更後			
	売数量	値段	買数量	売数量	値段	買数量	
		成行			成行		
		20,000			20,010		
		19,990			20,000		
		19,980			19,990		
		19,970			19,980		
		:		19,970			
				:			
結 果	指値がある値段のうち、執行数量が最大となる20,000円で約定が成立します。			条件1の変更により20,010円及び19,980円が新たに候補に加わります。条件3により、20,010円で約定が成立します。			

板寄せにおける約定値段決定方法の見直しについて(3)

条件1の変更による事例(指値がない値段で約定成立)

	売累計(A)	売数量	値段	買数量	買累計(B)	執行数量	不均衡
	板寄せ前		10	成行			
	:		:		:	:	:
	10		20,040		0	0	10
	10		20,030	10	10	10	0
	10		20,020		10	10	0
	10		20,010	10	20	10	10
	10		20,000		20	10	10
	10		19,990		20	10	10
	:		:		:	:	:
※板中心値段は19,990円とします。							
板寄せ後	現行			変更後			
	売数量	値段	買数量	売数量	値段	買数量	
		成行			成行		
		:			:		
		20,040			20,040		
		20,030			20,030		
		20,020			20,020		
		20,010			20,010		
		20,000			20,000		
		19,990			19,990		
		:			:		
結 果	指値がある値段である20,010円、20,030円のうち不均衡数量が最少となる20,030円で約定が成立します。			条件1の変更により20,000～20,040円が候補となります。条件5の3.により、20,020円で約定が成立します。			

最良指値条件付き注文の新旧比較(1)

【ケース①】			【ケース②】			【ケース③】		
売買区分: 売り 値 段: - 数 量: 15単位 執行条件: FAS			売買区分: 売り 値 段: - 数 量: 15単位 執行条件: FAS			売買区分: 売り 値 段: - 数 量: 15単位 執行条件: FAS		
売	ザラバ	買	売	ザラバ	買	売	ザラバ	買
	⋮			⋮			⋮	
	20,020			20,020			20,020	
最良指値→	20,010	10	10	20,010		10	20,010	
15単位	20,000		15単位	20,000		15単位	20,000	
	19,990			19,990			19,990	
	⋮			⋮			⋮	
	↓			↓			↓	
現行								
売	ザラバ	買	売	ザラバ	買	売	ザラバ	買
	⋮			⋮			⋮	
	20,020			20,020			20,020	
5	20,010		10	20,010			20,010	
	20,000		15	20,000			20,000	
	19,990			19,990			19,990	
	⋮			⋮			⋮	
【結果】 20,010円で10単位成立し、残数量の5単位が当該値段の指値注文として注文板に残ります。			【結果】 買い側に呼値がないため、売り側の最良気配より1ティック下である20,000円の指値注文として注文板に残ります。			【結果】 買い側、売り側双方に呼値がないため、全数量取り消されます。		
変更後								
売	ザラバ	買	売	ザラバ	買	売	ザラバ	買
	⋮			⋮			⋮	
	20,020			20,020			20,020	
5	20,010		10	20,010			20,010	
	20,000			20,000			20,000	
	19,990			19,990			19,990	
	⋮			⋮			⋮	
【結果】 現行と同様。			【結果】 買い側に呼値がないため、全数量取り消されます。			【結果】 現行と同様。		

最良指値条件付き注文の新旧比較(2)

【ケース④】
 売買区分: 買い
 値 段: -
 数 量: 15単位
 執行条件: FAS

売	ザラバ	買
	⋮	
	20,020	
10	20,010	
	20,000	
	19,990	
	⋮	

←最良指値
15単位

【ケース⑤】
 売買区分: 買い
 値 段: -
 数 量: 15単位
 執行条件: FAS

売	ザラバ	買
	⋮	
	20,020	
	20,010	
	20,000	10
	19,990	
	⋮	

←最良指値
15単位

【ケース⑥】
 売買区分: 買い
 値 段: -
 数 量: 15単位
 執行条件: FAS

売	ザラバ	買
	⋮	
	20,020	
	20,010	
	20,000	
	19,990	
	⋮	

←最良指値
15単位

現行								
売	ザラバ	買	売	ザラバ	買	売	ザラバ	買
	⋮			⋮			⋮	
	20,020			20,020			20,020	
	20,010	5		20,010	15		20,010	
	20,000			20,000	10		20,000	
	19,990			19,990			19,990	
	⋮			⋮			⋮	

【結果】
20,010円で10単位成立し、残数量の5単位が当該値段の指値注文として注文板に残ります。

【結果】
売り側に呼値がないため、買い側の最良気配より1ティック上である20,010円の指値注文として注文板に残ります。

【結果】
買い側、売り側双方に呼値がないため、全数量取り消されます。

変更後								
売	ザラバ	買	売	ザラバ	買	売	ザラバ	買
	⋮			⋮			⋮	
	20,020			20,020			20,020	
	20,010	5		20,010			20,010	
	20,000			20,000	10		20,000	
	19,990			19,990			19,990	
	⋮			⋮			⋮	

【結果】
現行と同様。

【結果】
売り側に呼値がないため、全数量取り消されます。

【結果】
現行と同様。

指数オプション取引に係る呼値の制限値幅運用の見直しについて

項目	現行	変更後																								
制限値幅 算定基準値	○ 3月、6月、9月及び12月の1日に終了する取引日(休業日に当たるときは、順次繰り下げます。)の25営業日前の応当日に終了する取引日から起算して20日間における取引対象指数ごとの中心限月取引に係る毎取引日の呼値の制限値幅の基準値段の平均値とします。	○ 同左																								
呼値の 制限値幅	<p>○ 基準値段から以下の値幅を減じて得た値段を呼値の制限値幅の下限、加えて得た値段を上限とします。</p> <p>○ 制限値幅算定基準値に100分の11を乗じて得た数値※を値幅とし、第一次拡大値幅は100分の14、第二次拡大値幅は100分の17を乗じて得た数値※とします。</p>	<p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p> <p>○ ただし、基準値段が以下に掲げる場合、制限値幅算定基準値に乘じる値を以下のとおりとします。</p> <p><日経平均オプション取引></p> <table border="1" data-bbox="1227 927 2056 1222"> <thead> <tr> <th>基準値段</th> <th>値幅</th> <th>第一次拡大値幅</th> <th>第二次拡大値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50円未満</td> <td>100分の4</td> <td>100分の7</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>50円以上 200円未満</td> <td>100分の6</td> <td>100分の9</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>200円以上 500円未満</td> <td>100分の8</td> <td>100分の11</td> <td>100分の14</td> </tr> </tbody> </table> <p><TOPIX オプション取引></p> <table border="1" data-bbox="1227 1321 2056 1417"> <thead> <tr> <th>基準値段</th> <th>値幅</th> <th>第一次拡大値幅</th> <th>第二次拡大値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Pt.未満</td> <td>100分の4</td> <td>100分の7</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	値幅	第一次拡大値幅	第二次拡大値幅	50円未満	100分の4	100分の7	100分の10	50円以上 200円未満	100分の6	100分の9	100分の12	200円以上 500円未満	100分の8	100分の11	100分の14	基準値段	値幅	第一次拡大値幅	第二次拡大値幅	5Pt.未満	100分の4	100分の7	100分の10
基準値段	値幅	第一次拡大値幅	第二次拡大値幅																							
50円未満	100分の4	100分の7	100分の10																							
50円以上 200円未満	100分の6	100分の9	100分の12																							
200円以上 500円未満	100分の8	100分の11	100分の14																							
基準値段	値幅	第一次拡大値幅	第二次拡大値幅																							
5Pt.未満	100分の4	100分の7	100分の10																							

別紙3

	※ 日経平均に係るものは 10 円の整数倍の数値、東証株価指数に係るものは 0.5 ポイントの整数倍の数値に切り下げます。	5Pt.以上 20Pt.未満	100 分の 6	100 分の 9	100 分の 12
		20Pt.以上 50Pt.未満	100 分の 8	100 分の 11	100 分の 14

競争売買におけるインプライド機能により発生した呼値に係る取扱いについて

ストラテジー板		通常板					
JGB先物オプション ブット買、コール買		JGB先物オプションブット			JGB先物オプションコール		
①	(注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間) 成行	(注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間)	現行 (注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間) 成行 …… (12:50) 10 0.11 (12:40) 10 0.10 0.09 ……				
	(12:40) 10 0.40	(12:40) 10 0.30 10 (9:00)	…… 0.31 0.30 0.29 ……				
			・ストラテジー板に注文が出たため、インプライド注文(赤字)が生成されます。 ・インプライド注文は生成時刻を注文時間として有します。				
		変更後 現行と同様					
②	(注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間) 成行	(注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間)	現行 (注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間) 成行 …… (12:50) 10 0.11 (12:40) 10 0.10 (12:40) 10 0.10 0.09 ……				
	(12:40) 10 0.40	(12:40) 10 0.30 10 (9:00) → (13:00)	…… 0.31 0.30 0.29 ……				
			・ブットの値段訂正を受け、インプライド注文が再生成されます。 ・再生成されたインプライド注文の注文時間は、 ストラテジー板の注文時間12:40を引き継ぎます。				
		変更後 (注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間) 成行 …… (12:50) 10 0.11 (13:00) 10 0.10 (12:40) 10 0.10 0.09 ……					
		・ブットの値段訂正を受け、インプライド注文が再生成されます。 ・再生成されたインプライド注文の注文時間は、 再生成された時間である13:00に変更されます。					
③	(注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間) 成行	(注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間)	現行 (注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間) 成行 …… (12:40) 10 0.40 …… 0.31 0.30 0.29 ……				
	(12:40) 10 0.40	(12:40) 10 0.30 10 (13:00)	…… 0.31 0.30 0.29 ……				
			・コールに0.11の買注文10枚が発注されます。 ・コールの買注文が約定、売注文については時間優先により インプライド注文 が約定。 ・ コールにおけるインプライド注文の約定を受け、ストラテジー注文、ブット注文も合わせて約定が発生。				
		変更後 (注文時間) 売 ザラバ 買 (注文時間) 成行 …… (12:40) 10 0.40 …… 0.31 0.30 0.29 ……					
		(12:50) 10 0.11 ← 10 (13:10) (13:00) 10 0.10 0.09 ……					
		・コールに0.11の買注文10枚が発注されます。 ・コールの買注文が約定、売注文については時間優先により 12:50に発注された通常注文 が約定。 ・ インプライド注文は残ったままのため、ストラテジー注文、ブット注文の約定は発生しません。					